

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	届出工場等の計画変更命令
概要	大阪府生活環境の保全等に関する条例第20条第1項又は第24条第1項の規定による揮発性有機化合物の排出に係る届出工場等の設置等の届出があった場合において、その届出に係る事項の内容が届出工場等に係る規制基準に適合しないと認めるときは、当該届出工場等における揮発性有機化合物の処理方法の改善等の命令を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第26条、第111条第4項第4号
処分基準	大阪府生活環境の保全等に関する条例第20条第1項又は第24条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項の内容が届出工場等に係る規制基準に適合しないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	